令和３年度長崎県離職者雇用促進助成金支給要綱

（趣旨）

第１条　県は、新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者（以下「離職者等」という。）を無期雇用又は有期雇用労働者として雇入れ、事業の継続・拡大を図る事業主に対し、予算の範囲内において離職者雇用促進助成金（以下、「助成金」という。）を支給するものとし、その支給については、長崎県補助金等交付規則（昭和 40 年長崎県規則第 16 号、以下「規則」という。）、長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成 19 年長崎県告示第 299 号）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、「対象者」とは、令和２年４月１日以降に離職者等になった者のうち、次の号に掲げる要件の全てを満たす者をいう。

（１）雇入れ事業主との関係において、雇入れ日の前日から過去１年間に雇用、請負、委任、出向、派遣の関係により当該雇入れ事業主において就労したことがない者。ただし、雇入れ事業主を離職後に別の事業主のもとで就労した者及びトライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）の対象となるものは除く。

（２）雇入れ日の前日から過去１年間に、雇入れ事業主の事業所において、通算して３か月を越えて訓練・実習等を受講したことがない者

（３）雇入れ日の前日から過去１年間に、雇入れ事業主の事業所で職場適応訓練（短時間の職場適応訓練を除く）を受けたことがない者

（４）対象者が、雇入れ事業所の事業主又は取締役の３親等以内の親族（配偶者又は３親等以内の血族若しくは姻族）でない者

（５）雇入れ日から助成金の請求を行う日までの間に、３か月以上県内の事業所で勤務している者

２　この要綱において「中小企業等」とは、資本金の額又は出資の総額が３億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については５，０００万円、卸売業を主たる事業とする事業主については１億円）以下である事業主又はその常時使用する労働者の数が３００人（小売業を主たる事業とする事業主については５０人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については１００人）以下である事業主であることとする。

３　この要綱において「無期雇用労働者」とは、雇用期間の定めのない労働契約を締結する労働者であることとする。

４　この要綱において「有期雇用労働者」とは、３か月以上の雇用期間の定めがあり、

かつ契約更新の可能性がある労働契約を締結する労働者であることとする。

（助成金の支給額）

第３条　助成金の額は、無期雇用労働者１人あたり３０万円、有期雇用労働者１人あたり１５万円とする。ただし、助成金の請求を行う日の直近３か月の間に対象者に支払った賃金が上記の額を下回る場合は、その額を上限とする。

２　前項に規定する助成金の支給は、１事業者あたり２人までを上限とする。

（助成金の支給対象）

第４条　助成金は、第２条に規定する対象者を新たに雇入れた、次の各号のいずれにも該当する事業主に支給する。

（１）長崎県内に事業所（本社又は支店等）を有する中小企業事業等又は別表１に掲げる施設及びこれに類する施設等を運営する事業主であること。

（２）性風俗関連業、接待を伴う飲食店等営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主でないこと

（３）対象者を無期雇用労働者又は有期雇用労働者として令和３年３月１２日から令和３年１１月３０日までの間に新たに雇入れた事業主であること。

（４）対象者が雇入れた日から３か月経過する日時点で離職していないこと。ただし、対象者を雇入れた日が令和３年４月１日以前の場合は、令和３年６月３０日時点で離職していないこと。

（５）対象者の出勤状況及び賃金の支払状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を適切に整備し、保管している事業主であること。

（６）対象者の１週間の所定労働時間が２０時間以上であり、かつ、雇用保険に加入していること。

（７）対象者の労働に対する賃金（以下、「賃金」という。）を、支払期日までに支払っている事業主であること（時間外手当、休日出勤手当など基本給のほか、手当等を含み支払っていること）。

（８）対象者に対し、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出を行い、かつ、同法第９条第１項に定める確認を受けた事業主であること。

（９）対象者の雇入れ日の前日から起算して過去６か月前の日から第９条第１項に定める交付請求日までに、当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業主都合による解雇（勧奨退職又は事業縮小若しくは賃金大幅低下等の正当な理由による自己都合退職等を含む。）又は雇い止めをしていない事業主であること。

（10）対象者の雇入れ日の前日から起算して過去６か月前の日から第９条第１項に定める交付請求日までに、当該雇入れに係る事業所で内定取消をしていない事業主であること。

(11) 対象者について、雇入れ又は人材育成に係る経費を助成対象とする次のイからトの各種助成金等の支給を受けていないこと。

イ　労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）

ロ　特定求職者雇用開発助成金

ハ　トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

ニ　トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）

ホ　トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）

ヘ　トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者コース）

ト　その他国又は地方公共団体で実施する雇入れや人材育成に係る経費を助成対象とする各種助成金等

(12) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去３年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとすること。）をした事業主でないこと。

(13) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第３号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者が、経営若しくは運営に関係している事業を行う事業主でないこと。

(14) 県税の滞納その他の県に対する債務不履行がある等助成金の支給が適当でないと認められる事業主でないこと。

（助成金の支給申請）

第５条　助成金の支給申請は、規則第４条の規定により令和３年度長崎県離職者雇用促進助成金支給申請書（別記様式第１号。以下、「支給申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付の上、令和３年１２月１７日までに提出するものとする。

（１）事業主及び対象者に係る報告書（別記様式第２号）

（２）対象者に係る雇用契約書の写し又はこれに類するもの

（３）会社概要パンフレット等「資本金の額」「常時雇用する労働者の数」「事業内容」が確認できる資料

（４）対象者が令和２年４月１日以降に離職したことが確認できる資料

（５）振込先口座の分かる通帳の写し

（６）長崎県税の納税証明書（未納がない証明）

（７）その他知事が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第６条　知事は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認める時は助成金の交付の決定をし、交付決定通知書（別記様式第３号の１）により通知するものとする。

２　知事は、内容を審査した結果、不交付の決定をする場合は、不交付決定通知書（別記様式第３号の２）により通知するものとする。

（助成金の申請取下げのできる期限）

第７条　規則第８条第１項の規定により申請の取下げのできる期限は、助成金の交付決定の通知を受けた日から令和４年２月２８日までとする。

２　事業主は、申請の取り下げをしようとする時は、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（助成金の内容の変更）

第８条　事業主は、第５条第１項の規定により、知事に提出した書類の内容を変更（事業目的に変更が生じない軽微な変更又は事業の効率的な実施のために必要な軽微な変更を除く。）しようとするときは、規則第１１条２項の規定に基づき、あらかじめ申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

２　知事は前項の承認には、必要に応じ条件を附し、又はこれを変更することができる。

３　第１項の申請は、変更承認申請書（別記様式第７号）によるものとする。

４　知事は、第１項の申請内容を審査した結果、適当と認められる場合には、変更承認通知書（別記様式第８号）により通知するものとする。

（助成金の実績報告及び交付請求）

第９条　事業主は、対象者を雇入れて３か月を経過した日から令和４年３月４日までに助成金実績報告書及び交付請求書（別記様式第４号）及び、次項に規定する添付書類を知事に提出しなければならない。ただし、対象者を雇入れた日が令和３年４月１日以前の場合は、令和３年７月１日から令和４年３月４日までとする。

（１）対象者に係る報告書（別記様式第５号）

（２）対象者に係る出勤状況を明らかにする書類の写し

（３）対象者に係る賃金の支払い状況を明らかにする書類の写し

（４）公共職業安定所長が交付する対象者に係る雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し

（５）その他知事が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第１０条　知事は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、当該報告書の内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等行った上で、交付すべき助成金の額を確定し、交付額確定通知書（別記様式第６号）により通知するものとする。

（事情変更等による助成金の交付決定の取消し等）

第１１条　知事は、交付決定を受けた支給対象事業主が次のいずれかに該当する場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、既に助成金を支給しているときは、期限を定めて、当該取り消しに係る部分に関して、返還を命ずるものとし、当該事業主に対して知事が別に定める書面により通知するものとする。

（１）支給対象の要件に反している事実が認められたとき。

（２）偽りその他不正な行為によって支給を受け又は受けようとしたとき。

（３）その他知事が支給の決定を取り消す必要があると認めたとき。

（書類の提出部数）

第１２条　この要綱により知事に提出する申請書類等の部数は正本１部とする。

（個人情報の取扱い）

第１３条　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）第２条第５項に規定する個人情報取扱事業者に該当する当該事業主が助成金の支給申請等を行った場合、当該事業主は、支給申請に係る事務について、個人情報保護法に則って個人情報を取り扱わなければならない。

（書類の保管義務）

第１４条　交付決定を受けた事業主は、助成金に関する書類を、会計帳簿ともに、支給決定日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保管し、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるようにしなければならない。

（助成金の交付手続きの特例）

第１５条　補助金等の交付手続の特例により、規則第１３条及び第１６号の規定による実績報告書及び交付請求を併合して助成金を交付するものとする。

（雑則）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年４月３０日から適用する。

別表１（第３条第１号関係）

業　種	施設等の種類
医療業	病院 診療所 歯科診療所 助産所　　等
児童福祉事業	保育所 託児所 乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 知的障害児施設 児童厚生施設 母子福祉施設 放課後児童 健全育成事業所 保育型認定こども園 地方裁量型認定こども園　　等
老人福祉・介護事業	特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 介護老人保健施設 有料老人ホーム 老人短期入所施設 認知症老人グループホーム 老人デイサービスセンター 訪問介護事業所　　等
障害者福祉事業	居住支援事業所 生活介護事業所 身体障害者更生施設 身体障害者福祉ホーム 身体障害者授産施設 知的障害者授産施設 知的障害者福祉ホーム　　等
教育	幼稚園 幼稚園型認定こども園 幼保連携型認定こども園
その他	救護施設 更生施設　　等